

【年頭挨拶】

全国港湾労働組合連合会 中央執行委員長 糸谷欽一郎

本誌読者の海事・港湾関係の皆様、並びに全国の港湾で働く組合員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

本年も皆様方にとって佳き年となりますよう、心よりご祈念申し上げます。

私たちが働いております港湾を巡る状況は一昨年あたりから激しく変動しており、その一つが船会社の動向であります。中国2船社の統合に始まり韓国船社の経営危機と会社清算の情報、邦船3社の定航部門の統合、台湾船社の政府による救済策などが発表され実施されております。船腹過剰と貨物量の減少による海上運賃の下落に翻弄され経営的に厳しい状況が当面続くものと思われま

す。今一つは、国の戦略港湾政策の下、民間港湾運営会社発足による具体的な影響と今後の方向性の行方です。このような変化の激しい状況はしばらく続くものと考えられ、港湾に働く私たちとしてもその動向を注視していなければなりません。

我々港湾労働者の諸要求のうち、労使で協議し解決を得られるもの、すなわち月間所定内労働時間の削減や完全週休二日制の実施、定年制の延長については、年次計画に基づいて到達目標をすでに確認しております。本年はその年次計画の具体的な実施を行うよう要求し、特に定年の延長については確実に実施することを求めます。

しかし最も重要な要求である賃金については、一般他産業との格差は拡大するばかりであります。本年も安倍首相はデフレ脱却に向けて賃金引き上げを産業界や経団連に求めており、特に中小企業の賃金引き上げを強調しています。中小零細企業の多い港湾運送事業で働く我々も、政府のこのような方針を受け賃金の大幅引き上げを要求します。

一方、対政府及び法律がらみの制度・政策要求については何をとりましても遅々として進まず具体的には一つも実現しておりません、この要求の主なものとして次の内容があります。

①認可料金制度の確立 ②非指定港の指定港化 ③石綿被災港湾労働者への国の保証制度の確立 ④港湾労働法の全港・全職種適用 ⑤海上コンテナ安全運送法（仮称）の制定 ⑥液体輸送におけるフレキシブルバッグの使用禁止、等々であります。

認可料金制度については言うまでもなく、料金改定に関する公的な判断の必要性を再認識していただき、中小零細企業の多い港湾運送現業事業者の料金について公的な水準設定の確立を求めて参ります。現在の届け出料金体制となつてからは1999年の実勢料金水準を100とすると2016年は98.2に下がっており、このような水準では到底私たちの賃金引き上げ要求に対応できるものではありません。

非指定港の指定港化については、私たちが以前から主張しておりました石狩湾新港、常陸那珂港、三島川之江港、志布志港の各港は早期に指定港にすべきと考えます。特に、こ



ここ十数年来国土交通省に要請してきました三島川之江港については大手荷主の製紙工場の隣接地に四国有数の設備を備えた多目的ふ頭が全面稼働し「当分の間静穏に見守るとの確認」から既に5年間が経過したことでありますので、今年の3月末までの指定港化を強く求めてまいります。

石綿被災者の救済制度については、労使で対策基金を設立し具体的な補償に取り組んでおりますが、今後の被災者数の拡大を考えますと到底十分な制度とは言えず、日本に輸入された全量を取り扱った港湾労働者に対する国の保証制度の確立を求めてまいります。

港湾労働法の全港全職種適用については、港湾労働法の改正に伴い港湾労働者の福祉の増進が目的となっている観点から、現行の6大港・現業労働者に限らずその対象を拡大すべきと考え、まずは労使にて合意形成を図りますが、厚生労働省をはじめ関係者の理解を得まして、適用拡大の実現を求めてまいります。

海上コンテナ安全運送法の問題は、2012年の秋に国会に上程され成立寸前までになりましたが、当時の民主党政権による衆議院解散に伴って廃案となってしまったものです。現在、SOLAS条約によるコンテナ総重量の検査が実施されておりますが、この検査の厳格化を含めコンテナ安全運送法の制定も求めてまいります。

液体輸送用のフレキシブルバッグの破損、漏えい問題について、私たちはこの輸送方法の即時禁止を求めているにもかかわらず、現在に至るも確たる措置をとらず、事故原因が急ブレーキによるバッグの破損として確定されているだけであります。海上コンテナ輸送時に急ブレーキをかけないで走らなければ安全を確保できないような輸送方法は直ちに禁止すべきであり、この問題についても政府の事なかれ主義による問題先送りが明らかであります。

以上の要求項目を具体的に実現するため、労使が真摯に協議を行うことはもとより、国や港湾管理者、港湾運営会社、船社・荷主などの港湾利用者が積極的に港湾労働者の諸要求の実現と待遇改善に理解を示され、港湾の利用者による適正な運賃・料金の支払いを履行されることが必要不可欠と考えます。また、制度・政策要求の実現にも前記の関係各位のご理解とご協力を得ながら関係法令改正も図って要求の前進を求めてまいります。

しかしながら現在の日本の政治的・社会的状況は、私たちの希望する方向とは逆方向へ動こうとしており、全国港湾労働組合連合会はこれらの動きが港湾労働者へ悪影響を及ぼすことを阻止するためにもより一層団結を強め、幅広い労働組合運動と連携しながら、働きやすい環境作り、制度・政策要求の実現に向けて持てる力を精一杯発揮し、必要とあらば行動も辞さない決意でこれらの諸活動に取り組みます。

このことを皆様方にご理解を戴きますようお願い致しまして年頭のご挨拶といたします。

